①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）
②名称	Ministry of Development, Industry, Commerce and Services (MDIC) The National Institute of Industrial Property(INPI)
③所在地	Rua Mayrink Veriga, 9-Centro, CEP 20090-910, Rio de Janeiro/ R.J.
④連絡先	（電話）(55 21) 3037-3032　　(FAX)　(55 21) 2139-3398 (E-mail)coint@inpi.gov.br　　(internet)　www.inpi.gov.br/
⑤組織の長	President（長官）: Mr. Júlio César Castelo Branco Reis Moreira
⑥沿革	(1) ブラジルの最初の特許規則は、1809 年 4 月 28 日制定された認可法(Warrant)である。この法律は、新しい機械又は技術上の発明などの発明者に対して暫定的な特権を付与した。 (2) 19 世紀から 20 世紀にかけて数々の知的財産法が制定され、その中には国際協定も含まれており、例えば、パリ条約(ブラジルが創設締約国である)や特許協力条約などがある。 (3) 現行法の 1996 年 5 月 14 日法律第 9279 号は、それ以前の工業所有権法(1971 年 12 月 21 日付法律第 5772 号)にかわり、TRIPS 協定と整合するように制定され、1994 年 12 月 30 日の政令第 1355 号により施行された。 (4) 2023 年 1 月現在、現行法(産業財産権法(1996 年 5 月 14 日法律第 9279 号)は、2021 年 9 月 2 日法律第 14.200 号(和文全訳有)の改正を含む形で施行されている。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、コンピュータ・プログラム、半導体回路の回路配置の保護

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1975/3/20	1922/2/9		1993/6/26	1896/10/3
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
1984/8/10	1884/7/7		1975/11/28	1965/9/29
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
			2023/8/1	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2019/10/2	1978/4/9		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1975/10/7		1995/1/1		

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	24,338	24,232	24,759	25,369
		(内　外国出願)	19,058	19,566	20,361	20,396
		(内日本から)	1,559	1,257	1,119	1,077
		(内　PCT ルート)	17,979	18,496	19,191	19,206
	実用新案	全数	2,662	2,578	2,276	2,447
		(内　外国出願)	36	56	46	74
	意匠	全数	6,263	6,711	7,196	7,331
		(内　外国出願)	2,005	2,191	1,914	1,938
		(内日本から)	268	141	93	117
	商標	全数	285,102	375,366	386,806	412,523
		(内　外国出願)	24,327	28,616	30,929	25,355
		(内日本から)	859	925	1,192	695
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	20,407	26,872	23,546	18,287
		(内　外国出願)	18,614	24,320	21,049	16,570
		(内日本から)	1,985	2,487	1,981	1,420
		(内　PCT ルート)	16,192	21,952	19,395	14,495
	実用新案	全数	855	701	758	873
		(内　外国出願)	73	47	69	43
	意匠	全数	5,391	5,468	6,052	4,924
		(内　外国出願)	1,890	2,001	2,337	1,553
		(内日本から)	231	192	211	82
	商標	全数	149,747	169,604	163,685	201,726
		(内　外国出願)	26,732	23,933	24,003	23,863
		(内日本から)	1,158	895	847	732
	(出典)：　WIPO IP Statistics					

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）

⑫　組　　織

<組織図>National Institute of Industrial Property (INPI)は、Ministry of Development, Industry and Foreign Trade
(開発産業外国貿易省)の下部組織である。

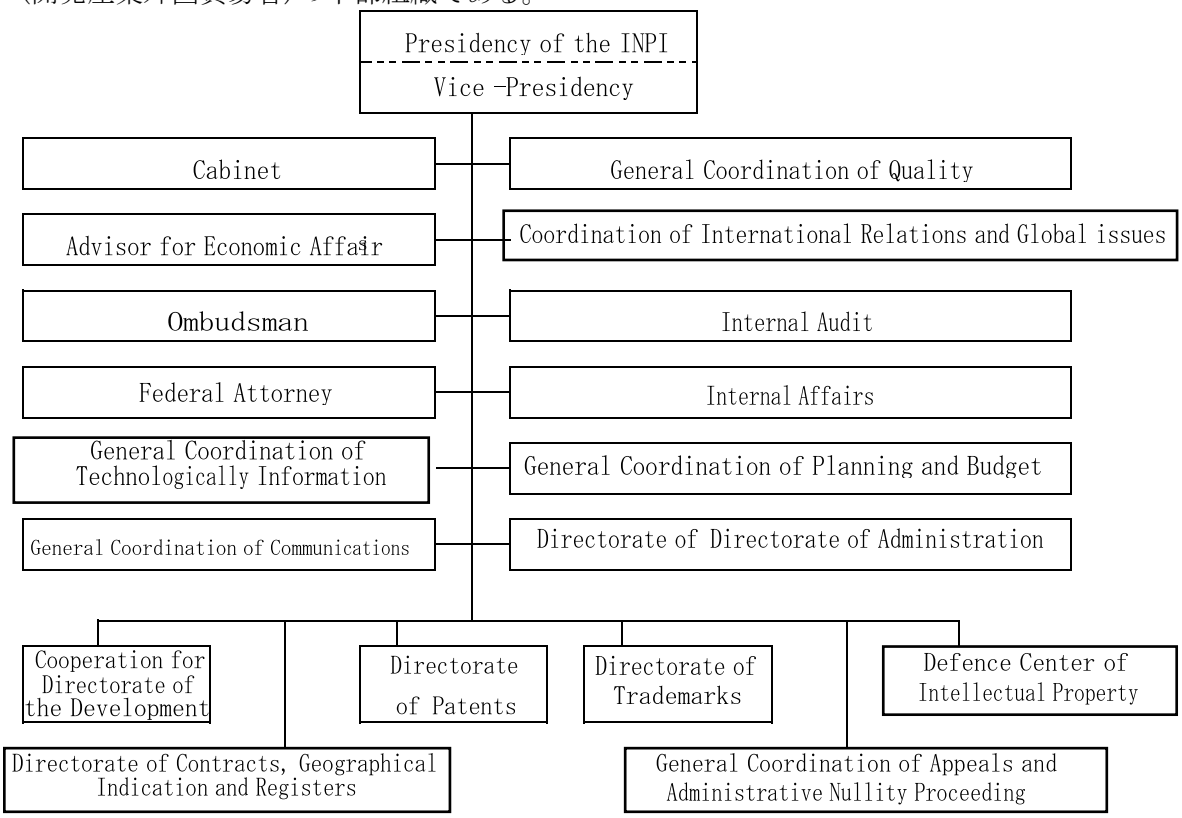

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021 年 9 月 2 日改正(2021 年 9 月 3 日施行)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(産業財産法第 6 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。(産業財産法第 217 条)
	⑦出願言語	ポルトガル語(国際条約の優先権について翻訳文の提出が要求される。) (産業財産法第 16 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の日から効力を有し、出願日から 20 年。 (産業財産法第 40 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(産業財産法第 11 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。 (1) 発明者による開示日から 12 月 (2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基き、発明者の同意なく出願された出願の公開を通じて INPI による開示日から 12 月 (3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基く、他者による開示日から 12 月 (産業財産法第 12 条)
	⑪非特許対象	(1) 新規性がなく、進歩性がなく、また産業上利用できない発明 (2) 発見，科学的理論及び数学的手法 (3) 純粋な抽象概念 (4) 商業，計算，金融，教育，広告，籤又は会計の性質を有する体系(スキーム)、計画，原理又は手法 (5) 文学，建築学，芸術及び科学上の作品並びに美的創造 (6) コンピュータ・プログラムそれ自体 (7) 情報の提示 (8) ゲームの規則 (9) 人体若しくは動物の身体に施される手術または外科的技術および治療法上のまたは診断上の手法 (10) 自然の生命体の全部又は一部及び生物学上の物であって、自然の生命体のゲノム若しくは生殖細胞も、自然の状態又は自然から隔絶された状態にある場合にはこれも含み、さらに自然の生物学的過程 (11) 道徳，善良な習慣または公の安全，秩序および衛生に反するもの (12) どのような種類の物、物質、混合物、元素又は生産物並びにそれらの物理化学的な特性の修正及びその特性の取得若しくは修正のそれぞれの過程であっても、それらが原子核変換の結果生じたもの (13) 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性からなる特許要件を満たし、かつ単なる発見でない遺伝子導入微生物の類を除く生物の全部又は一部分 (産業財産法第 8 条、第 10 条、同法第 18 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。INPI は、審査請求後に出願人に情報の提供を要求することができ、出願人が当該情報を提供しないときはその出願は却下することができ(産業財産法第 34 条)、INPI では提供された情報を考慮に入れて新たに先行技術調査が行われる。(産業財産法第 35 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 36 月以内。(産業財産法第 33 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度：有 (法律第 191 号/2008)
	⑮出願公開制度の有無	有。特許出願は、優先日から 18 月経過後。また、出願人の要請があれば、それより早く公開される。 (産業財産法第 30 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、利害関係人は出願公開から審査終了までの間に審査に資する書類及び資料を提出することができる。審査は公開から 60 日経過するまでは開始されない。(産業財産法第 31 条)

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
特許制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は付与後、6 月以内に無効を請求することができる。また、利害関係人は無効の申立を、連邦裁判所に全存続期間にわたって行なうことができる。(産業財産法第 51 条、第 56 条、第 57 条)
	⑱実施義務	有。ブラジル国内において十分に実施されないときは、強制実施権設定の対象となる。(産業財産法第 68 条)
	⑲費用 単位 BRL (ﾌﾞﾗｼﾞﾙ･ﾚｱﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　260 BRL(書面出願)　175 BRL(電子出願) 審査請求料　590 BRL 付加料(ｸﾚｰﾑ数 1-10 まで)　100 BRL(各クレームにつき) 付加料(ｸﾚｰﾑ数 11-15 まで)　200 BRL(各クレームにつき) 付加料(ｸﾚｰﾑ数 16-30 まで)　500 BRL(各クレームにつき) 付加料(ｸﾚｰﾑ数 30 超) [特許権の維持に掛かる費用] 〈年金〉　〈規定の期間内の支払〉 3 年-6 年次　780 BRL(毎年) 7 年-10 年次　1,220 BRL(毎年) 11 年-15 年次　1,645 BRL(毎年) 16 年-20 年次　2,005 BRL(毎年) (注)　規定の期間経過後の支払時には追徴金(50%の割増)の支払が必要。
	⑳料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第 104/2003 により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非営利な目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が 60%の減額となる。 即ち、出願料、審査請求料、特許証発行、出願審判、出願要旨(brief)及び通常期限内の年金。

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2021 年 9 月 2 日改正(2021 年 9 月 3 日施行)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(産業財産法第 6 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。(産業財産法第 217 条)
	⑦出願言語	ポルトガル語(国際条約の優先権について翻訳文の提出が要求される。) (産業財産法第 16 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	権利付与の日から効力を有し、出願日から 15 年。 (産業財産法第 40 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(産業財産法第 11 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。 (1) 考案者による開示日から 12 月 (2) 考案者から得た情報又は発明者の行為の結果に基き、発明者の同意なく出願された出願の公開を通じて INPI による開示日から 12 月 (3) 考案者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基く、他者による開示日から 12 月（産業財産法第 12 条）
	⑪不登録対象	(1) 新規性がなく、進歩性がなく、また産業上利用できない考案 (2) 発見，科学的理論及び数学的手法 (3) 純粋な抽象概念 (4) 商業，計算，金融，教育，広告，籤又は会計の性質を有する体系(スキーム)、計画，原理又は手法 (5) 文学，建築学，芸術及び科学上の作品並びに美的創造 (6) コンピュータ・プログラムそれ自体 (7) 情報の提示 (8) ゲームの規則 (9) 人体若しくは動物の身体に施される手術または外科的技術および治療法上のまたは診断上の手法 (10) 自然の生命体の全部又は一部及び生物学上の物であって、自然の生命体のゲノム若しくは生殖細胞も、自然の状態又は自然から隔絶された状態にある場合にはこれも含み、さらに自然の生物学的過程 (11) 道徳，善良な習慣または公の安全，秩序および衛生に反するもの (12) どのような種類の物、物質、混合物、元素又は生産物並びにそれらの物理化学的な特性の修正及びその特性の取得若しくは修正のそれぞれの過程であっても、それらが原子核変換の結果生じたもの (13) 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性からなる特許要件を満たし、かつ単なる発見でない遺伝子導入微生物の類を除く生物の全部又は一部分（産業財産法第 9 条、第 10 条、同法第 18 条）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産法第 35 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 36 月以内に審査請求を行う必要がある。この審査請求が提出されないときは、出願は取下げたものとみなされる。 (産業財産法第 33 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。実用新案の出願は、優先日から 18 月経過後。また、出願人の要請があれば、それより早く公開される．（産業財産法第 30 条）
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、利害関係人は出願公開から審査終了までの間に審査に資する書類及び資料を提出することができる。審査は公開から 60 日経過するまでは開始されない。(産業財産法第 31 条)

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
実用新案制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は付与後、6 月以内に無効を請求することができる。また、利害関係人は無効の申立を、連邦裁判所に全存続期間にわたって行なうことができる。(産業財産法第 51 条、第 56 条、第 57 条)
	⑱実施義務	有。ブラジル国内において十分に実施されないときは、強制実施権設定の対象となる。(産業財産法第 68 条)
	⑲費用単位 BRL (ﾌﾞﾗｼﾞﾙ･ﾚｱﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料：紙　260 BRL 出願料：電子　175 BRL [実用新案権の維持に掛かる費用] 〈年金〉　〈規定の期間内の支払〉 3 年-6 年次　780 BRL(毎年) 7 年-10 年次　1,220 BRL(毎年) 11 年-15 年次　1,645 BRL(毎年) 16 年-20 年次　2,005 BRL(毎年) (注) 規定の期間経過後の支払時には追徴金(50%の割増)の支払が必要。
	⑳料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第 104/2003 により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非営利な目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が 60%の減額となる。 即ち、出願料、審査請求料、登録証発行、出願審判、出願要旨(brief)及び通常期限内の年金。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021 年 9 月 2 日改正(2021 年 9 月 3 日施行)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)(産業財産法第 94 条、第 6 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。(産業財産法第 217 条)
	⑦出願言語	ポルトガル語(産業財産法第 101 条補項)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。引続き 5 年毎 3 回更新できる。最長 25 年。 (産業財産法第 108 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(産業財産法第 96 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。 (1) 意匠の創作者による開示日から 180 日以内 (2) 第 3 者が意匠の創作者から直接又は間接に取得し、又は創作者の行為の結果、取得した情報の開示日から 180 日以内 (3) 意匠の創作者から取得し、又は創作者の行為の結果、取得した情報の創作者の同意なしになされた出願の INPI による公表日から 180 日以内 (産業財産法第 96 条(3))
	⑪不登録対象	(1)以下のいずれかの要件を満たさない意匠。すなわち、物品の装飾的造形体又は物品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができる意匠。 (2)公序良俗に反するもの、又は人の名誉若しくは肖像を侵害するもの、又は良心、信条、信仰若しくは思想の自由並びに崇敬及び尊厳に値する感情を侮辱するもの (3)対象物が通常若しくは一般に備える必然的な形状、又は更に技術的若しくは機能の見地から不可欠とみなされる形状 (4) 純芸術作品は、意匠とはみなされない。 (産業財産法第 100 条、第 95 条、第 98 条)
	⑫実体審査の有無	無。ただし、修正実体審査制度はある。 第 101 条(出願様式)及び第 104 条(一出願と認められる範囲)の規定が満たされていないときは、出願人に対して指令がなされ、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。応答がないとき、その出願は、最終的に却下される。(産業財産法第 106 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。ブラジルにおいては、権利者は意匠登録の全期間を通じて登録の対象について新規性及び独創性についての審査を請求することができ、これにより INPI の実体的意見を得ることができる。(産業財産法第 111 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。ただし、同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、変形を一出願に 20 を限度として含めることができる。(産業財産法第 104 条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。工業デザイン登録出願がなされ、方式要件を充足すれば、その工業デザインは、自動的に公開され、また同時に登録され、登録証書も発行される。出願時に出願人から要請があれば、その出願を出願日から起算して 180 日間は秘匿することができ、この場合、その期間は、その出願日から進行する。(産業財産法第 96 条(1))

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
意匠制度	⑳秘密意匠制度の有無	有。 出願日から 180 日以内の期間の公告の繰延べが請求できる。 (産業財産法第 106 条(1))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録日から 5 年以内に無効を請求することができる。 (産業財産法第 113 条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 BRL (ﾌﾞﾗｼﾞﾙ･ﾚｱﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願及び公告料　235 BRL 審査料　355 BRL [意匠権の維持に掛かる費用] 5 年間の更新登録の出願料380 BRL
	㉕料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第104/2003により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非営利な目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が60％の減額となる。 即ち、出願料、審査請求料、登録証発行、出願審判、出願要旨(brief)及び通常期限内の年金。

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021 年 9 月 2 日改正(2021 年 9 月 3 日施行)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標、地理的表示 (産業財産法第 122 条、第 123 条、第 176 条、第 181 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標 (産業財産法第 122 条、第 123 条、第 124 条)
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)(産業財産法第 128 条、第 134 条)
	⑧現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。(産業財産法第 217 条)
	⑨権利付与の原則	先願主義(産業財産法第 124 条(XIX))
	⑩本国登録要件	無。(産業財産法第 127 条)
	⑪出願言語	ポルトガル語(産業財産法第 101 条補項)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から 10 年。10 年ずつ更新できる(産業財産法第 133 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。標章の善意による使用から 6 月。(産業財産法第 129 条)
	⑭不登録対象	(1)ブラジル若しくは外国又は国際機関の頂飾、紋章、徽章、旗章、記章、正式な公式階級章及び記念碑、並びにこれに関する名称，図形又はその模倣 (2)単一の文字、数字及び日付 (3)公序良俗に反し、又は個人の名誉若しくは肖象を侵害するもの、又は良心、信念、信仰若しくは思想の自由並びに尊敬及び尊厳に値する感情を侮辱する表現、図形、図面、その他あらゆる標章 (4)公共団体及び機関の名称又は頭文字で、かかる公共団体及び機関自身によって登録が申請されていない場合 (5)独自性を有する又はしく別要素を有する他の当事者の営業所の名義若しくは会社名の複製又は模倣で、これらが表示する標識と混同又は関連を生じさせる標章 (6)識別されるべき製品若しくは役務と関連する一般的、必然的、共通的、慣用的又は単に記述的な性格の標章、又は性質、原産国、重量、価格、品質及び製造の時期又は役務提供に関し、その製品又は役務の特徴を示すために通常使用されている標章 (7)単に広告手段としてのみ用いられる標章または表現 (8)色彩及びその名称 (9)地理的表示及び誤認を生じさせるおそれがあるその模倣又は虚偽の地理的表示を生じさせる標章 (10)標章の対象である製品又は役務の出所、起源、性質、品質又は用途について誤った表示となるおそれがある標章 (11)何らかの形式又は性質に関する保証基準として、一般に使用されている公の印章の複製又は模倣 (12)団体商標又は証明商標として、他の当事者により登録された標章の複製又は模倣 (13)公式の又は公認のスポーツ競技、芸術的、文化的、社会的、政治的、経済的若しくは技術的催物の名称、賞品又は象徴、及び誤認を生じさせる恐れがあるその模倣 (14)連邦、州、連邦区、直轄領、市郡又は外国が発行する権利書、有価証券、硬貨及び紙幣の複製または模倣 (15)第三者の個人名又は署名、名字又は姓および肖像 (16)著名な雅号又は愛称及び単一又は集合的な芸術上の名前 (17) 文学的、芸術的又は科学的著作物、並びに著作権によって保護されており、混同又は関連を生じさせるおそれがある題号

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
商標制度		(18) 識別されるべき製品又は役務と関連する技術的用語で、産業、科学及び芸術の分野において使用される標章 (19) 他の標章と混同又は関連を生じさせるおそれがある同一、類似若しくは同種の商品又は役務を識別し若しくは証明するために他の当事者により登録された標章の全体又は部分的な若しくは付加変更を加えたものであっても、これを模倣し又は複製する標章 (20) 同じ商品又は役務に対して同じ名義人が所有する二重標章 (21) 商品若しくは包装に欠くことができない、通常の又は一般的形状、又は更に技術的効果から分離し得ない標章 (22) 他の当事者の意匠登録により保護されている標章 (23) 他の標章と混同又は関連を生じさせるおそれがある同一、類似若しくは同種の商品又は役務を識別させるための標章で、この標章権者がブラジル国内又はブラジルが条約を締結し若しくは互恵待遇を保証している他の国に本拠地若しくは住所を有し、登録出願人がを有し、登録出願人がその事業活動によって明らかに知り得る標章を、全体若しくは一部、模倣し又は複製する標章(産業財産法第 124 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 周知商標はパリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条(2)及び(3)により保護される。 周知商標として認められるためには、当該商標が関連する取引者の間で認識されていることが求められる。 （産業財産法第 125 条、第 126 条）
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の 有無及び審査事項	有。異議申立期間が経過した後に、又は異議申立があったときは意見書提出が認められた期間経過後に審査が行われる。 (産業財産法第 159 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は予備的方式審査の後、出願日が付与され、公告(公開)される。 （産業財産法第 158 条）
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から起算して 60 日の間、異議申立を行うことができる。(産業財産法第 158 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録付与日から 180 日以内に無効審判を請求することができる。(産業財産法第 168 条、第 169 条) また、利害関係人は、無効の申立を登録日から 5 年間に限り連邦裁判所に行なうこともできる。(産業財産法第 173 条～第 175 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。 5 年。登録日から 5 年経過後において商標が使用されていないか、又は商標の使用が 5 年以上連続して中断しているときは、利害関係人は不使用による当該商標の取消を請求することができる。(産業財産法第 143 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	㉖図形要素の分類	無。

①国名	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil（ＢＲ）	
商標制度	㉗譲渡要件	無。譲渡は、営業とは無関係に行なうことができる。ただし、譲受人がそのことを登録するために適用される法定要件を満たしていることを条件とする。(産業財産法第 134 条)
	㉘費用 単位 BRL (ﾌﾞﾗｼﾞﾙ･ﾚｱﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 オンライン出願　355 BRL ペーパー出願　475 BRL [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　1,065 BRL
	㉙料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第 104/2003 により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非営利な目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が 60%の減額となる。